

一般事業主行動計画（第4回）

社員が仕事と育児・介護休業法等に基づく制度を積極的に活用して、仕事と生活の調和が取れた働きやすい雇用環境を整備するとともに、より良い社会を築いていこうとする企業として、全ての社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日 ～ 令和9年9月30日
2. 内 容

目標 1：育児・介護休業法等に基づく制度に沿って、育児・介護をしながら安心して働き続けられる職場環境の整備をする。

〈 対 策 〉

- 令和 4年10月～ 社員の家族構成及び現状を再確認する。
- 令和 4年10月～ 管理職に対し就業規則の内容の把握と理解を図り、社内掲示等で全社員に制度の内容を周知し取得を促進する。
- 令和 5年10月～ 1年間の取り組み、取得状況を確認し対応を検討する。

目標 2：令和 6 年 4 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 7 日以上とする。

〈 対 策 〉

- 令和 4年 10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 5年 10月～ 計画的な取得に向けた研修の実施。
- 令和 6年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始